平成25年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定により行う低炭素建築物新築等計画(以下「計画」という。)の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

- 第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する基準により認定するものとする。
- 2 都市の低炭素化の促進にあたっては、都市の緑化を保全することに配慮することとし、 その内容については、次のとおりとする。
 - (1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、都市計画法(昭和43年法律第100号) 第12条の4第1項各号に規定する計画が定められている場合は、当該計画に適合するも のであること。
 - (2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる協定等に適合するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定
 - イ 市の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容
 - (3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(審査機関の技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、計画が法第54条第1項第1号から第3号までに適合していることについて、次の表の(ア)欄に掲げる区分に応じ、同表の(イ)欄に定める審査機関による技術的審査を受けることができる。

	(ア)	(1)
(1)	住宅のみの用途に供する建築物	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和
	又は複合建築物における住戸が	54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建
	認定対象の場合	築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関
		する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規
		定する登録住宅性能評価機関

- (2) (1)以外の建築物が認定対象の場 エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条 合 第1項に規定する登録建築物調査機関又は建築 基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検 査機関
- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、適合証(様式第1号)を認定申請書に 添付することができる。
- 3 前項の規定により添付する適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について、次の 各号に定める認定基準の全てに適合することを証されたものとする。
 - (1) 外皮性能基準
 - (2) 一次エネルギー消費量の基準
 - (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請を行う前に、第2条第2項に定める基準に適合している地区計画等、建築協定及びその他の条例又は要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定の申請)

- 第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、都市の低炭素化の 促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「法施行規則」という。) 第41条に規定する認定申請書及び図書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請と併せて法第54条第2項の申出をする場合には、申請者は、前項の図書に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申出に係る計画が建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、市長に提出する当該確認の申請書の副本は、2部とする。 (認定に必要な図書)
- 第6条 申請者は、法施行規則第41条に定める図書のほか、次の各号に掲げる図書を提出するものとする。
 - (1) 第3条第2項に規定する適合証
 - (2) 第2条第2項に定める基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等 の写し又は届出書等(受付印等のあるもの)の写し

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第43条第1項の規定により、申請者

へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

- 第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請(以下、「変更申請」という。)を するときは、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければなら ない。
- 2 前項の規定は、前3条の規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第2号)を市長 に提出しなればならない。

(取止め届)

第10条 認定建築主(計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)は、認定を受けた計画の建築を取り止めるときは、取止め届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

- 第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低 炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認した後、速やかに工 事完了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、認定又は変更の認定の申請に係る計画を認定しないこととした場合は、 認定しない旨の通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第13条 市長は、法第57条の規定に基づき改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書 (様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第58条の規定による認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年3月25日から実施する。

附 則 抄

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定は、実施日以後にされた恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に基づく決定等に係る審査請求について適用し、実施日前にされた恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適 合 証

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名) 印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第1項の認定基準に適合していることを証します。

記

- 建築物の位置
 建築物の名称
 市街化区域等 □市街化区域
- 4 建築物の用途 □一戸建ての住宅 □住宅以外の用途のみに供する建築物 □共同住宅等 □住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 5 建築物の工事種別 □新築 □増築 □改築 □直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕 □空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修
- 6 申請の別 □建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方
- 7 認定申請先の所管行政庁 恵庭市

技	術 的 審	查依	頼	F 月	日	年 月 日
認	定申	言書	予	定	日	年 月 日
適	合 証	交 付	年	月	日	年 月 日
適	合 証	交	付	番	号	
審	査	員	氏		名	

様式第2号(第9条関係)

取下げ届

年 月 日

印

恵 庭 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規 定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無(法6条第2項に基づく申し出)

有 無

- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取下げ理由

	※市	受	付	欄		※決	済	欄		※認	定	番	号	欄	
	年	月		日						年		月	日		
第					号				第						号
係	員 印								係	員 F	[]				

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。 2 届出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号(第10条関係)

取止め届

年 月 日

)

恵 庭 市 長 様

届出者 住 所 氏 名 印

低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築工事を取りやめたいので、恵庭市低炭素建築 物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申し出)

有 無 (確認年月日・番号

- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 取止め理由

※市町村受付欄				※決済欄	※認定番号欄				
	年	月	日			年	月	日	
第			号		第			号	
係員印					係員印				

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第4号(第11条関係)

工事完了報告書

年 月 日

恵庭市長様

 届出者
 住 所

 氏 名
 印

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無(法第54条第2項に基づく申し出)

有 無 (確認年月日・番号

- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士等

[資格] ()建築士 ()登録第 号

[住 所]

[氏 名]

[建築士事務所名] () 建築士事務所 () 知事登録第 号

[所在地]

7 工事中の軽微な変更の内容

	※市5	受付欄		※決済欄	※認定番号欄				
	年	月	日			年	月	日	
第			号		第			号	
係員印					係員印				

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号(第11条関係)

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

恵 庭 市 長 様

届出者 住 所 氏 名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築工事の状況について、恵庭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 建築の内容

係員印

	※市	受付欄		※決済欄		※認定	尼番号欄	
	年	月	日			年	月	日
第			号		第			号

係員印

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第6号(第12条関係)

認定しない旨の通知書

(記号)第 号年 月 日

様

恵庭市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき は、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第13条関係)

改善命令書

(記号)第 号年 月 日

様

恵庭市長 印

次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第14条関係)

認定取消通知書

(記号)第 号年 月 日

様

恵庭市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等 計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第14条関係)